

旭川市と株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定

旭川市（以下「甲」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、旭川市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり、地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地産地消の推進、地場産品の販路拡大など、産業の振興に関すること
- (2) 市政情報・市の魅力の発信、観光振興に関すること
- (3) 子育て支援に関すること
- (4) 健康増進に関すること
- (5) 教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (6) 高齢者及び障がい者支援に関すること
- (7) 環境保全に関すること
- (8) 暮らしの安全・安心に関すること
- (9) 地域防災・災害対策に関すること
- (10) その他、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、6か月に1回、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、1か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月30日

甲 旭川市6条通9丁目
旭川市
旭川市長 西川将人

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝富博